

# 闘争情報 (Vol. 1)

## ウオロク労働組合新聞号外

ウオロク労働組合

発行者：執行委員長 那須野 紀浩

編集者：労働組合広報担当

## 2024 総合労働条件闘争 スタート

2月26日(月)第4回労使協議会が執行部23名(うちリモート9名)、会社側3名の出席で開催され、2024 総合労働条件について12項目の改善要求書を提出した。

### 【労使協議会確認・議題】

1. 2024年1月度 業績ならびに人時生産性実績報告(単月・累計)
2. 2024年1月度 長時間労働(45h以上の残業実態)と原因
3. 2024年1月度 勤務間インターバル規制違反(9時間)違反状況と原因
4. 2024 総合労働条件闘争の12項目を会社に要求

会社側より、業績が順調に推移していることと人時生産性の伸びについて、組合員の頑張りを称え感謝の言葉があった。今期の経常利益予算は達成できるが、一方で過去最高益であった一昨年の業績を捉えることも課題であり、あと1ヶ月でできるだけ売り上げと利益を積み上げることが重要であり、最後まで共に頑張ろうと激励の言葉があった。

組合側からは、今期終了まで一丸となって会社と共に頑張る決意を述べ、賃上げは生産性をあげた組合員の頑張りに対し報いてほしいという思いと、物価高と実質賃金が長期に渡り前年割れをしている実態に対して、組合員の生活向上に向け成果を出したいという思いを伝え、2024 総合労働条件闘争の交渉をスタートした。

### 2024 総合労働条件闘争要求内容

#### 1. 正社員組合員の賃金改定

(1) 定期昇給 3,938 円(1.42%) + ベースアップ 15,478 円(5.58%) を含む 19,416 円(7.00%)

#### (2) 手当改定・新設

1) 職責手当改定 副店長・バイヤー・係長・トレーナー・Mgr 一律 10,000 円増額

2) 職務手当改定 主任職：S 級 5,000 円増、2 級 4,000 円増、3 級 4,000 円増額

3) 職務手当新設 2つ以上の部門をまたいで担当する主任

4) 生鮮デリカセンター ①生鮮デリカセンター従事者に対する手当新設

②ラインリーダー職務手当を主任と同額に増額

5) 単身赴任手当改定 5,000 円増額

6) 通勤手当 ①年4回のガソリン基準価格見直しへの変更

②長距離通勤者に対する月額往復分の高速道路利用料金補助の制度新設

(3) 初任給の見直し 高卒初任給 基本賃金 180,000 円  
大卒初任給 基本賃金 220,000 円

(4) 18 歳以上の最低賃金 高卒エリア社員の基本賃金 162,000 円以上

(5) 確定拠出年金(401K)に関する見直し ①確定拠出額を6.00%から7.00%以上へ上乘せ  
②制度周知について対応を講じる

## 2. 定時社員組合員、パートナー社員組合員の賃金改定

(1) 基本時給

1) 基本時給P 5級から 68 円 (7.01%) 引上げ

2) 新潟県最低賃金引上げされた場合、上昇した額を基本時給に上乘せ

(2) 職能等級 ①P 1 級 50 円(4.21%) ②P 2 級 30 円(2.64%) ③P 3 級 20 円(1.84%)増額

(3) 職務加算給 ①主任職 20 円増額 ②リーダーパートナー10 円増額

(4) 生鮮デリカセンターにおける1 時間あたりの技術加算給新設

(5) 時間給における最低賃金協定化 1 時間あたり 1,038 円

(6) 年収の壁への対応 ①キャリアアップ助成金の活用しながら、対象者に契約時間延長を促す  
②年収の壁の対象者をわかりやすくするため、雇用区分の見える化を要求

## 3. 正社員組合員の一時金（夏・冬）に関する要求

年間 5.00 ヶ月（夏季：2.45 ヶ月、冬季：2.55 ヶ月）

## 4. 定時社員組合員の一時金（夏・冬）に関する要求

年間 2.50 ヶ月（夏季：1.25 ヶ月。冬季：1.25 ヶ月）

## 5. パートナー社員組合員の一時金（夏・冬）に関する要求

年間 2.00 ヶ月（夏季：1.00 ヶ月，冬季：1.00 ヶ月）

## 6. 副店長職の増員もしくは店長代理業務に携わる者への配慮に関する要求

(1) 副店長の全店配置

(2) 副店長の全店配置が困難な場合、主任職以上の者に店長代理業務を求める場合の手当新設などの配慮を求める

## 7. 仕事と生活の両立支援に関する要求

育児・介護休業、短時間勤務制度など両立支援制度の一層の整備、充実について

(1) 父親の子育てへのかわりを支援

父親が母親とともに育児休業を取得できるよう、研修会や会議等で制度の周知を行う。また意識啓発のための経営トップ宣言や広報活動など取得しやすい環境づくりに取り組む

(2) 妊産婦が安心して働ける制度改善

会社は妊産婦になった社員に、1 回の妊娠につき14日間のつわり休暇を新設し、特別休暇(有給)扱いとする

(3) 育児に関する制度の整備・改善

育児休業の期間は、子が満2歳の誕生日の前日までの間で、本人の申し出た期間

- (4) ひとり親の定時社員組合員・パートナー社員組合員の処遇改善の取り組み  
家族手当について、要件を満たすひとり親の定時社員組合員・パートナー社員組合員に対して  
子一人あたり月額 5,000 円の手当を支給
- (5) 子 1 人につき年 10 日の看護休暇の整備・改善  
会社は、小学校 3 年生までの子を養育する労働者に、子 1 人につき 10 日の看護休暇を付与する制度  
の整備・改善をすすめ、特別休暇とし、通常勤務 1 日あたりの賃金を支給
- (6) 対象家族 1 人につき年 10 日の介護休暇の整備・改善  
会社は、要介護状態の対象家族を介護する社員に、対象家族 1 人につき 10 日の介護休暇を付与する  
制度の整備・改善をすすめ、特別休暇とし、通常勤務 1 日あたりの賃金を支給

## 8. 職場のハラスメント対策に関する要求

職場におけるハラスメント対策について

- (1) カスタマーハラスメントを含むハラスメントに係る事故の迅速かつ適切な対応について、さらに  
環境整備を進める
- (2) ハラスメントに関するマニュアルの整備・点検や担当者への研修・周知・啓発を引き続き行う

## 9. 長時間労働克服に向けた取り組みについて

- (1) 長時間労働克服に向け情報を共有する(時間外勤務の情報開示と労使での実態共有)
- (2) 年間総実労働時間短縮に向けた労使協働の取り組みを行う。
  - 1) すべての組合員の時間外労働(休日労働も含む)を 1 ヶ月 45 時間以下に抑える
  - 2) 年間総実労働時間の実態を労使で把握した上で目標を設定し、総実労働時間の短縮に取り組む
  - 3) 会社全体における長時間労働(時間外勤務手当)が昨年度実績から改善された場合、その原資を組合員のベースアップに引きあてる
- (3) 長時間労働が改善されない場合の対応について、長時間労働抑制の施策として、時間外勤務手当  
の引上げを行うものとし、1 ヶ月の時間外労働 45 時間を超えた時間については、50%の割増  
率とする
- (4) 36協定の特別条項見直し  
臨時的に限度時間を超えて延長できる労働時間を年間 480 時間から 450 時間に見直す
- (5) 未申請残業の要因や課題を労使で協議し、問題が発生した際には迅速に個別対応する

## 10. 所定労働時間短縮に関する要求

- (1) 年間休日について、正社員組合員 一律年間休日 117 日
- (2) 勤務間インターバル規制
  - 1) 勤務終了時から翌勤務開始時までは、10 時間以上の休息時間を付与する
  - 2) 勤務間インターバル抑制の施策として、勤務終了時から翌勤務開始時までの時間数が休息時間  
(10 時間)に満たない場合は、不足時間数について、25%の割増率を支払う

## 11. 有給休暇制度の充実と取得に関する要求

年次有給休暇付与日数の見直し

入社日から 6 ヶ月に達した時点における全労働日の 8 割以上出勤した者に対し、  
現行 10 日付与から 5 日増やし、15 日付与とする。以降 1 年経過ごとに、加算する日数は現行通り  
とし、6 年 6 ヶ月以上勤務した場合、最大で年 25 日とする

## 12. 労災付加給付改定に関する要求

### (1) 遺族見舞金の引上げ

有扶養者の遺族見舞金を業務上災害、通勤災害に関わらず 2,500 万円以上に引上げる

### (2) 障害見舞金の引上げ

障害 1～3 等級(退職)は遺族見舞金と同額とし、障害 4 等級以下は、原則として労働能力喪失表(厚生労働省労働基準局長通達(昭和 32 年 7 月 2 日基発第 551 号))の比率を基準とする

これに対し会社側は、持ち帰って検討するとした。



### 《今後の闘争スケジュール》

日時	会議名	場所
3月5日(火) 19:00～	⑤労使協議会、⑥執行委員会	ウオロクホールディングス本社
3月12日(火) 19:00～	【第42期】②中央委員会	新潟ユニゾンプラザ
3月18日(月) 19:00～	⑥労使協議会、⑦執行委員会	ウオロクホールディングス本社
3月25日(月) 19:00～	⑦労使協議会、⑧執行委員会	ウオロクホールディングス本社

# ご支援、ご協力をお願いします！

<ウオロク労働組合メールアドレス および 連絡先 ホームページ>

[uoroku-u@royal.ocn.ne.jp](mailto:uoroku-u@royal.ocn.ne.jp) TEL : 025-247-8357

FAX : 025-288-5633

<http://www.uorokuunion.com/> ID : member pass : uo69



労働組合に対するご意見、ご質問等、電話でもメールでも受け付けております。お待ちしております！